

京都大学大学院理学研究科各図書室及び理学部中央図書室における
「インターネット上で公開するデジタルデータの特別利用」の条件
に係る内規

平成30年12月20日理学研究科長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学図書館保管資料特別利用規則（平成17年1月28日総長裁定）第11条第2項の規定に基づき、京都大学大学院理学研究科各図書室及び理学部中央図書室（以下「図書室」という。）の保管する資料等のデジタルデータのうち、インターネット上で公開するものを、特別利用の手続及び利用料の納付を要することなく利用する場合の条件を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 京都大学図書館保管資料特別利用規則第11条第1項の規定に基づき、図書室の保管する資料等のデジタルデータのうち、インターネット上で公開し、当該データの利用に関し特段の定めを付していないもの（以下「デジタルデータ」という。）は、特別利用の手続及び利用料の納付は要しないものとする。

(利用条件)

第3条 デジタルデータの特別利用を行う者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 図書室が提供するデジタルデータであることを明示すること。
- (2) デジタルデータを改変した場合は、その旨を明示すること。

(その他)

第4条 この内規に定めるもののほか、図書室におけるインターネット上で公開するデジタルデータの特別利用に関し必要な事項については、京都大学理学研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成30年12月20日から施行する。